

平成 28 年度における下請代金支払遅延等防止法に基づく取締状況等（概要版）

平成 29 年 6 月 1 日
中 小 企 業 庁

中小企業庁では、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護することを目的として下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）に基づき厳正に対処しています。また、下請代金法違反の未然防止策や下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守等を通じて、下請取引の適正化を図っています。平成 28 年度における取締り及び取組の状況は、以下のとおりです。

1. 下請代金法に基づく取締状況

(1) 指導文書の発出、改善指導の実施

違反行為の取締りのため、平成 28 年度は中小企業庁として親・下請事業者に対し**書面調査を約 30 万件実施**しました。このうち、違反又は違反のおそれの確認された親事業者に対し、立入検査の実施や指導文書を発出することにより指導を行いました。

	対親・下請事業者書面調査数	対親事業者			
		書面調査数	指導文書発出件数	立入検査等件数	改善指導措置件数
平成 28 年度	300,784	45,507	7,872	1,006	900
平成 27 年度	203,286	45,551	7,933	1,053	955

(2) 禁止行為違反（4 条違反）の内訳

下請代金の**支払遅延、減額**が多く、両者が**全体の約 84%**を占めています。

受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	利用強制	報復措置	早期決済	困難手形	利益要請	やり直し	合計
2	280	204	5	19	4	0	13	47	5	0	579
0.3%	48.4%	35.2%	0.9%	3.3%	0.7%	-	2.2%	8.1%	0.9%	-	100.0%

(3) 減額した下請代金の返還及び支払遅延利息の支払状況

親事業者 296 社に対し、**総額約 2.3 億円の下請事業者への返還**を指導しました。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
返還額	211 百万円	216 百万円	230 百万円
親事業者数	288 社	270 社	296 社

2. 「下請かけこみ寺」事業の実施状況

企業間取引に関する各種相談に対応するため、都道府県の協力の下、全国合計 48 箇所を設置した「下請かけこみ寺」において、**相談員による相談の受付 6,583 件（平成 27 年度 5,825 件）、弁護士による無料相談の受付 627 件（同 743 件）及び裁判外紛争解決手続（ADR）の調停申立 21 件（同 17 件）**を受理しました。

（相談員による相談受付の内訳）

	下請代金法	建設業関係	その他(※)	合計
平成 28 年度	812	1,395	4,376	6,583
平成 27 年度	678	1,295	3,852	5,825

(※)法令に関する質問等。

3. 事業者団体、経営者等に対する下請代金法セミナー

(1) 下請代金法講習会・セミナー

下請代金法にかかる講習会を 366 回開催し、6,635 名が参加しました。

また、11 月を「下請取引適正化推進月間」として全都道府県で **31 回の講習会を開催し、4,505 名**が参加し、法令遵守の徹底など下請取引の適正化について周知しました。

(2) 下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2016

下請取引の適正化を図るため、**下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2016 を全国 8 会場において開催し、1,042 名**が参加しました。シンポジウム及びセミナーでは、下請代金法とコンプライアンスの取組に関する基調講演やパネルディスカッションを実施するとともに、親事業者の法務部等の代表者による下請取引の適正化に向けたモデル的な取組事例の紹介が行われました。

4. 下請取引の適正化等に係る通達の発出

平成 28 年 11 月 25 日には、下請事業者との十分な協議による適切な対価の決定、年末の金融繁忙期における資金繰りへの配慮など、下請取引の適正化を要請するため、親事業者 33,000 社及び関係業界 650 団体に対して、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名で文書を発出しました。

また、平成 28 年 12 月 14 日、下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正、下請代金の支払手段についての通達を改正するとともに、その内容の周知徹底等について平成 28 年 12 月 20 日付けで業界団体（約 870 団体）に、平成 29 年 1 月 6 日付けで親事業者（約 21 万社）に対して要請しました。

5. 下請取引ガイドラインの策定・普及啓発

(1) 下請取引ガイドラインの策定

業種横断的な下請代金法のルールを各業種に浸透させ、親事業者と下請事業者の間の望ましい取引関係を構築するためには、各業種の取引慣行に応じて具体的に解説したガイドラインの役割が重要です。現在、17 業種^{*}で策定した下請取引ガイドラインについて、中小企業庁 Web サイト上で公表しています。

^{*}①素形材、②自動車、③産業機械・航空機等、④情報通信機器、⑤繊維、⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建材・住宅設備、⑨建設業、⑩トラック運送業、⑪放送コンテンツ、⑫鉄鋼、⑬化学、⑭紙・紙加工品、⑮印刷 ⑯アニメーション制作業 ⑰豆腐・油揚製造業

(2) 下請取引ガイドラインの普及・啓発

下請取引ガイドライン説明会を全国合計160回開催し、4,760名が参加しました。

説明会では、下請代金法や独占禁止法の概要、各業種において問題となる取引慣行事例、親事業者と下請事業者の望ましい取引事例等の説明を行いました。

6. 取引条件改善に向けた取組

中小企業・小規模事業者の取引条件改善に必要な検討を行う観点から、「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」を開催しました（平成 27 年 12 月から平成 29 年 3 月末まで計 11 回開催）。また、取引条件改善に向けて、大企業及び下請等中小企業に対するヒアリング等の大規模な調査を行いました。